

12月は県下一斉の滞納整理強化月間です 税金等を納め忘れていませんか？

滞

■ 「滞納」とは？

- 税金等を、定められた納期限までに納付しないことを「滞納」といいます。
- 納期限を過ぎて納付されない場合は、本来の税額等のほか、納期限の翌日から納付の日に応じ、年14.6%の割合を乗じて計算された延滞金を加算した税額を納めることになります。

納

■ 滞納となる前に納税相談はお早めに！

- 町税等の納付について困っている方は、税務課窓口へご相談ください。分割納付など生活実態に即した納付計画を立てるための相談をお受けします。

督
促

■ 「督促状」とは？

- 滞納となった場合、納期限を過ぎて20日以内に送付される、滞納となっている旨が記載された通知で、この通知のことを督促状と言います。
- 督促料として100円が加算され、督促状発送後は法的措置を執ることができます。

調
財
査
産

■ 「財産」とは？

- 土地や建物などの不動産、自動車、貴重品などの動産、預貯金や生命保険、給与、年金などの債権が財産となります。

■ 「財産調査」とは？

- 所有する財産全てが差押えの対象となるため、事前に調査を行います。法律上、本人の了承を得る必要はないことになっています。調査は、官公署、金融機関、保険会社、勤務先等で行います。

差

■ 悪質な滞納者には「差押」などで厳しく対応

- 滞納額の大小に関わらず、納付しない滞納者には、大多数の期限内納付者との公平を保つために財産の差押えを行います。差押え後は公売等により換価します。差押えにかかる経費は全て滞納者負担となり滞納額以上に納めることとなります。財産の差押えは、法律で定められており、滞納者の意思に関わらず(了解を得ず)行います。

■ 「差押」の事例

- 自動車はタイヤロック(写真①参照)により使用できなくなります。
- 自宅での捜索により、公売できるものは全て差押えして持ち帰ります。
- 生命保険は解約し返戻金を差押えます。



写真①

詳しくは役場税務課課税管理係(内線…221・222・223)にお問い合わせください。